

見附市告示第 29 号

見附市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

なお、関係図面は令和 8 年 3 月 23 日から 3 月 31 日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日
見附市長 稲田 亮

廃止路線 2 路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
6106	上新田 5 号線	見附市上新田町 2 3 4 9 - 4	見附市上新田町 2 3 4 7 - 1	127.6
6107	上新田 6 号線	見附市上新田町 2 4 5 7	見附市上新田町 2 4 8 2 - 1	116.9